

アニコム損害保険株式会社 新型コロナウイルス感染症診断見舞金規程

(目的)

第1条 この規程は、アニコム損害保険株式会社（以下「当社」といいます。）の契約者および被保険者が COVID-19（以下「新型コロナウイルス感染症」といいます。）と診断された場合（以下「診断時」という）に際して、見舞金を給付するために必要な事項を定めることを目的とします。

(対象)

第2条 給付金の支払い対象は、次に掲げる事項の両方にあてはまる当社ペット保険の契約者および被保険者としてします。

- ① 2020年4月20日時点で有効に存在している保険契約（この保険契約には、前契約も含まれます。）
- ② 診断時に有効に存在している保険契約

(診断見舞金)

第3条 新型コロナウイルスに感染し、医療機関により新型コロナウイルス感染症の診断を受けた場合（対象期間は2020年9月30日までとします）に、当社は診断見舞金として50,000円を給付します。

- 2 前項は、抗体検査のみによる診断の場合および新型コロナウイルスの変異により発生した新規名称のウイルス感染の診断を受けた場合には適用しません。
- 3 診断見舞金の給付は、対象者1人あたり1回を限度とします。
- 4 診断見舞金の総額は3,000万円を上限とし、3,000万円を超えた時点で診断見舞金の給付を終了します。

(申請書類)

第4条 前条の診断見舞金を受けようとする場合は、契約者または被保険者は、診断時から90日以内に診断書等の証拠書類および診断見舞金支給申請書を添えて、当社に郵送（必着）にてお送りください。

- 2 申請にかかる費用は、当社は負担しません。

(事実と異なる申請)

第5条 見舞金の申請が事実と異なっている場合は、当社は見舞金を給付しません。

(個人情報の取扱いについて)

第6条 当社がお預かりする個人情報は、すべて厳重に取り扱い、診断見舞金の給付に係る業務のみに使用します。

(規程の改廃)

第7条 当社は、事前の通知なく、この規程を任意で改正または廃止することができます。

附 則

この規程は2020年4月20日から施行します。

2020年4月20日 制定

2020年5月22日 改定

YK044-2005-01